

貸付債権の売買に関する報告書
(年 月分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報 告 者： _____
 名称及び
 代表者の氏名 _____
 報告者の区分（該当分に○）
 1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他 _____
 住所又は所在地 _____
 責任者記名押印 _____
 又は署名 _____
 担当者の氏名（電話番号） _____

1 対非居住者貸付債権の居住者への譲渡

(単位：億円)

債務者の所在国又は地域	譲渡先の部門 (該当分に○)	譲渡の対価	売買対象債権金額
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 債務者の所在国又は地域別、譲渡先の部門別に集計すること。
- 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格A4)

2 対居住者貸付債権の売買

(1) 対居住者貸付債権の非居住者への譲渡

(単位：億円)

債務者の部門 (該当分に○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			

(2) 対居住者貸付債権の非居住者からの譲受

(単位：億円)

債務者の部門 (該当分に○)	譲受先の所在国又は地域	譲受の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 3 債務者の部門別、譲渡先又は譲受先の所在国又は地域別に集計すること。
- 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格A4)

「貸付債権の売買に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2016年 3月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）のうち、外為令第11条の2第1項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という）又は同項に規定する保険会社（以下「承認保険会社」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ハに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える銀行等又は保険会社（承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号ハに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等又は保険会社（承認金融機関を除く）

(注) ハ 対外支払手段の売買（外国通貨又は旅行小切手の売買を除く）又は債権の売買（本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第4号（1.（1）に該当する者のうち承認銀行等）
- (2) 報告省令第14条の3第1項第4号（1.（1）に該当する者のうち承認保険会社）
- (3) 報告省令第17条第1項（1.（2）に該当する者）
- (4) 報告省令第17条第2項（1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

- (1) 1.（1）又は（3）に該当する者：毎月中（1日～月末日）
- (2) 1.（2）に該当する者：外為令第18条の7第2項第2号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超えた月の翌月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

翌月15日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。
なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位: 億円 (単位未満四捨五入)
- (2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート: 報告省令レート

8. 報告の対象

居住者の行った貸付債権の売買 (ローンパーティシペーションを含む) のうち、次の取引について貸付債権の譲渡 (又は譲受) の対価及び売買対象債権金額。

- イ. 非居住者に対する貸付債権の居住者への譲渡
- ロ. 居住者に対する貸付債権の非居住者への譲渡
- ハ. 居住者に対する貸付債権の非居住者からの譲受

(注) 次の取引については、当該報告書の対象外。

- ・ 非居住者に対する貸付債権の非居住者への譲渡
- ・ 非居住者に対する貸付債権の非居住者からの譲受
- ・ 非居住者に対する貸付債権の居住者からの譲受

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日 (郵送の場合は発送日) とすること。

- (2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名 (代表取締役社長等) も付記すること。押印は不要。

- (3) 「報告者の区分」欄

後記 (6) ロ. (ハ) の分類にて区分すること。

- (4) 「責任者記名押印又は署名」欄

- イ. 報告の提出につき授権された責任者 (報告者の内部規定に基づき選定) が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり肩書は問わない。
- ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
- ハ. 署名 (自署) した場合は押印不要。

- (5) 「担当者の氏名 (電話番号)」欄

- イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者 (複数でも可) を記入すること。
- ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

- (6) 各項目の記入について

イ. 「1 対非居住者貸付債権の居住者への譲渡」

債務者である非居住者の所在国又は地域別、譲渡先である居住者の部門別 (該当する部門の番号を選択) に区分し、債権の「譲渡の対価」 (売買価格) 及び「売買対象債権金額」を各々集計のうえ記入すること。

ロ. 「2 対居住者貸付債権の売買」

(イ) 「(1) 対居住者貸付債権の非居住者への譲渡」

債務者である居住者の部門別（該当する部門の番号を選択）、譲渡先の非居住者の所在国又は地域別に区分し、債権の「譲渡の対価」（売買価格）及び「**売買対象債権金額**」を各々集計の上、記入すること。

(ロ) 「(2) 対居住者貸付債権の非居住者からの譲受」

債務者である居住者の部門別（該当する部門の番号を選択）、譲受先の非居住者の所在国又は地域別に区分し、債権の「譲受の対価」（売買価格）及び「**売買対象債権金額**」を各々集計の上、記入すること。

(ハ) 「譲渡先の部門」又は「債務者の部門」

以下の区分にて分類すること。

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1)銀行（日本銀行を除く） (2)協同組織金融機関 (3)公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4)その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。
5. その他	上記 1.～4. に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

(7) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(8) 本報告の対象となる取引がない場合、1. (1) に該当する者は、本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記入して報告して差支えない。一方、1. (2) 又は (3) に該当する者は、本報告書の提出を要しない。なお、本報告の対象となる取引があるものの、報告単位金額に満たない場合には、「0」と記入のうえ報告すること。